

教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領

第1 指定基準

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練のうち、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練（以下「一般教育訓練」という。）、同条第2号に規定する特定一般教育訓練（以下「特定一般教育訓練」という。）及び同条第4号に規定する専門実践教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）については、次のいずれにも該当するものであることとする。

1 教育訓練の実施者

教育訓練を実施する者（以下「教育訓練実施者」という。）は、次のいずれにも該当するものであること。

（1）当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。具体的には、次のいずれにも該当すること。

① 事業の継続性及び安定性を確実なものとする観点から、法人であること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）上の個人設置の専修学校又は各種学校であって、都道府県知事の設置認可を受けた教育訓練実施者については、この限りではないこと。

② 当該教育訓練を主体的に実施している教育訓練実施者であって、当該教育訓練を開始した日以降一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練の指定（雇用保険法第60条の2第1項の規定による指定をいう。以下同じ。）の申請日（以下「指定申請日」という。）までに、定款等に記載の営業年度で実際に1営業年度以上の事業実績を有し、かつ、その間継続的に安定して運営されていること。

なお、営業年度とは、定款等に記載されている会計年度等を指すものであること。

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、金融機関との取引停止がなされる原因となる不渡り手形の発生等、倒産のおそれがないものであること。

④ 厚生労働省が貸借対照表、預貯金残高証明書、固定資産税の評価額証明書等、資産の実在を客観的に確認できる資料の提出を求めた場合、調査等に協力するものであること。

（2）当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有するものであること。

また、必要な職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有している又は賃貸借契約等に基づき、常に使用できる状態に置いていること。

なお、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を賃借する場合、当該施設等を賃借する際に締結した賃借契約書等により客観的に当該賃借の事実が確認できること。

（3）特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練については、当該教育訓練が行われる施設

ごとに、当該施設において行われる教育訓練の適正な実施の管理に係る専任の責任者（以下「施設責任者」という。）、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者（以下「苦情受付者」という。）及び受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する担当者（以下「事務担当者」という。）が配置されていること。

なお、施設責任者は専任であり、他の教育訓練施設の施設責任者との兼務はできないこと。

また、苦情受付者は、施設責任者及び指導者のいずれとも兼務できないこと。

さらに、施設責任者及び苦情受付者は、教育訓練実施者と直接の雇用関係にあること。

（４）教育訓練実施者については、日本国内の法人（ただし、学校教育法上の個人設置の専修学校又は各種学校であって、都道府県知事の設置認可を受けた教育訓練実施者については、この限りではないこと。）であり、かつ、教育訓練施設も日本国内に設置される施設であること。

（５）厚生労働省が行う調査及び雇用保険法第76条第２項に基づく報告又は文書の提出の求め等に対して、適切に協力する者であるとともに、厚生労働省の指導及び助言に従うものであること。

（６）次のいずれにも該当しない者であること。

① 当該教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）であった者で、その取消しの日から５年を経過しないものを含む。）であること。

② 当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合においては、当該法人又は団体の役員のうちに、①に該当する者があること。

③ ①及び②に掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適当であると認められる者であって、次に該当するものであること。

ア 指定申請日から起算して５年前から当該申請に係る第２の１（１）の指定適用日の前日までの間又は指定を受けている間において、国の助成金制度に関して不正が認められた場合

イ 指定申請日から起算して５年前から当該申請に係る第２の１（１）の指定適用日の前日までの間又は指定を受けている間において、国又は地方公共団体による許認可の取消しや事業停止命令等、重大な不利益処分を受けた場合

ウ 法人又は団体の役員の中に、ア又はイに該当する別の法人若しくは団体の役員であった者（当該団体にア又はイに該当する行為があった時点において役員であった者に限る。）又は現に役員である者がいる場合

エ アからウまでに掲げる者のほか、これらに準ずる著しく不適当な事実が明らかになった場合

（７）教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金（以下「教育訓練給付金等」という。）の支給に係る制度（以下「教育訓練給付金等制度」という。）について次に掲げる事務

等を適正に実施するとともに、制度の適正な運営について公共職業安定所及び関係機関に対して協力すること。

- ① 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の支給を受けようとする者に対し、当該特定一般教育訓練の受講前に、雇保則第101条の2の11の2第2項に規定する教育訓練給付金を支給する旨を通知されているか確認すること。また、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の支給を受けようとする者に対し、当該専門実践教育訓練の受講前に、雇保則第101条の2の12第2項に規定する教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証が交付されているか確認すること。
 - ② 雇保則第101条の2の4第1号に規定する一般教育訓練修了証明書、同条第2号に規定する特定一般教育訓練修了証明書、同条第3号に規定する受講証明書及び専門実践教育訓練修了証明書、雇保則第101条の2の11第1項第2号、第101条の2の11の2第3項第2号、同条第4項第1号、第101条の2の12第5項第2号及び同条第6項第1号に規定する書類（領収書等）並びに雇保則附則第28条第1項に規定する教育訓練支援給付金受講証明書を適正に発行すること。
 - ③ 雇保則第101条の2の11第1項、第101条の2の11の2第3項及び第4項並びに第101条の2の12第5項、第6項及び第7項に規定する教育訓練給付金支給申請書を受講者に交付するとともに、教育訓練給付金等の公共職業安定所への支給申請方法及び申請期限を周知すること。
 - ④ その他受講者の本人確認、受講状況等の進捗管理等教育訓練給付金等制度の適正な運営に必要な事務等。
- (8) 受講者の資格取得等や再就職に向けた具体的な支援策を講ずることができる体制を整備すること。例えば、教育訓練給付金等制度担当窓口や再就職相談支援部署の設置、求人募集等の職業関連情報の提供、関連講座の案内、資格・免許情報及び受講修了者の体験談の提供等の支援措置のほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第2条第5項に規定するキャリアコンサルティングを行う者として、同法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントを施設内に配置すること等により、受講者の個々の実情に応じたきめ細かな相談支援等を行えるような体制の整備に努めること。

2 内容及び期間

教育訓練の内容及び期間は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであり、かつ、当該訓練内容及び訓練期間が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ① 一般教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - (イ) 趣味的又は教養的な教育訓練
- 教育訓練給付金の指定の対象となる教育訓練は、労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する教育訓練であって、労働力需給の状況に鑑み、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められる教育訓練であることが

必要であり、職業との関連が希薄なもの及び職業に生かすことが困難なものは指定の対象とはならない。

(イ) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練

高等学校の課程で修得できる水準や、一般ビジネス社会において通常の事務処理として行われている基礎的なパソコン操作技能程度の教育訓練は、自学自習の域を出るものではなく、真に職業に役立つものとは言えないことから、指定対象とはならない。

また、指定希望講座の取得目標となる資格試験等に複数のレベルが設定されている場合、入門的又は基礎的なレベルを取得目標とした講座は、指定の対象とはならない。

(ウ) 職業に関する免許資格に係る試験又は検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育訓練に係る免許資格又は検定が、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていないもの

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 公的職業資格（法令に基づく資格又は試験等であつて国又は地方公共団体が実施するもの（法令に基づき国又は地方公共団体の委託を受けた機関が実施するものを含む。）をいう。以下同じ。）又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするものであること。

(イ) (ア)に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものであること。

ウ 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、学校教育法に基づく大学院の修士課程若しくは博士課程又は国若しくは地方公共団体の指定等を受けて実施される当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格に関する試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格に関する試験の一部免除となる課程（以下「養成課程」という。）については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(ア) 通学制 訓練期間が1月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上であること。

(イ) 通信制 訓練期間が3月以上1年以内であること。

② 特定一般教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

ア ①ア(ア)及び(イ)に該当するものでないこと。

イ 次のいずれかに該当するものであること。なお、複数の課程に該当する場合は、教育訓練実施者において課程を選択するものであること。

(ア) 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の養成課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程

公的職業資格のうち業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。以下同じ。）、名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。以下同じ。）若しくは必置資格（業

務独占資格及び名称独占資格以外の資格であって、法令の規定により当該資格を有する者を業務のために使用される場所等に配置することが義務付けられているものをいう。以下同じ。)の取得を訓練目標とする養成課程又は公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする課程であること。

また、養成課程については、事前に、国又は地方公共団体の指定等を受けていることが必要であり、国又は地方公共団体の指定書等の写し等で確認できること。

なお、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格又は必置資格の取得を訓練目標とする養成課程に準ずる次のいずれかに該当するものも含む。ただし、(エ)及び③イ(ア)に該当するものを除く。

- (a) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に定める介護支援専門員実務研修、同法第69条の7第2項の都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修、同法第69条の8第2項本文に定める更新研修及び同項ただし書の都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に定める主任介護支援専門員研修及び同項第2号に定める主任介護支援専門員更新研修
- (b) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号イ及びロに定める研修
- (c) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に定める特定行為研修
- (d) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に定める喀痰吸引等研修
- (イ) 情報通信技術に関する資格のうち実践的情報通信技術資格の取得を目標とした課程
情報通信技術に関する資格のうち、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するもの（上位者の指示の下に、要求された作業を担当できるレベル（「ITスキル標準レベル2」又は「DX推進スキル標準（ITスキル標準レベル2）」をいう。）の知識及び技能が習得されていることを確認できるものに限る。）の取得を訓練目標とする課程であること。ただし、③イ(ウ)に該当するものを除く。
- (ウ) 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム
次のいずれにも該当するものであること。ただし、③イ(イ)及び(エ)に該当するものを除く。
 - a 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の特別の課程（同法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成27年文部科学省告示第124号）に基づき

文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したもの又は同法に基づく専修学校の特別の課程（同法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであること。

b 速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、次のいずれかに該当するものであること。

(a) 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること。

(b) キャリア形成上の課題を有する労働者層の就職促進・キャリア形成に資するものであること。

(エ) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定又は職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第71条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が認定する職業能力検定の合格を訓練目標とする課程

職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定又は職業能力開発促進法施行規則第71条の2第1項の規定により厚生労働大臣が認定した職業能力検定のうち、職業能力検定認定規程（昭和59年労働省告示第88号）第11条に基づく職業能力検定認定要領第2章1（4）②に規定する団体等検定の合格を訓練目標とする課程であること。

ウ 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、養成課程については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(ア) 通学制 訓練期間が1月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上であること。

(イ) 通信制 訓練期間が3月以上1年以内であること。

③ 専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

ア ①ア(ア)及び(イ)に該当するものでないこと。

イ 次のいずれかに該当するものであること。なお、複数の課程に該当する場合は、教育訓練実施者において課程を選択するものであること。

(ア) 業務独占資格及び名称独占資格の養成課程

a 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程であること。

なお、業務独占資格又は名称独占資格のいずれにも該当しない必置資格については、指定の対象とはならない。

また、業務独占資格又は名称独占資格の取得を目標とする教育訓練であっても、養成課程ではなく、国家試験等の受験対策のみを目的とした教育訓練については、指定の対象とはならない。

さらに、養成課程については、事前に、国又は地方公共団体の指定等を受けていることが必要であり、国又は地方公共団体の指定書等の写し等で確認できること。

- b 当該教育訓練の期間が、1年以上3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等において実施する課程、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等において実施する課程、職業能力開発促進法施行規則第48条の4第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第56条第1号に規定する第一種養成施設において実施する課程又は社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する養成施設等において実施する課程であって当該教育訓練の時間が120時間以上の課程、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設において実施する課程並びにaに規定する養成課程について定める法令の規定により当該教育訓練に必要な最短の期間が3年とされている養成課程であって当該教育訓練の期間が3年を超え4年以内となる養成課程についてはこの限りではないこと。
- (イ) 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム
 - a 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの又は同法に基づく専修学校の専門課程若しくは特別の課程のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したもの（以下「職業実践専門課程等の課程」という。）であること。
 - b 職業実践専門課程にあつては当該教育訓練の期間が2年であり、キャリア形成促進プログラムのうち専門課程にあつては当該教育訓練の期間が1年以上2年未満であり、キャリア形成促進プログラムのうち特別の課程にあつては当該教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年未満のものであること。
- (ウ) 専門職学位課程又は外国の大学院の学位を取得するための課程
 - a 以下のいずれかに該当するものであること。
 - (a) 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であること。
 - (b) 外国の大学院の学位を取得するための課程であつて学校教育法に基づく大学院の修士課程に相当するもののうち、外国の大学院の経営管理に関する専門職学位の取得を訓練目標とする課程であること。
 - b 当該教育訓練の期間が2年以内（資格の取得につながるものにあつては、3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間）であること。
- (エ) 大学等の職業実践力育成プログラム
 - a 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第119条に規定する専攻科の課程を含む。以下この(エ)及び6（5）④において同じ。）又は特別の課程のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したもので

- あること。
- b 中長期的なキャリア形成に資するものとして、次のいずれかに該当するものであること。
 - (a) 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること。
 - (b) キャリア形成上の課題を有する労働者層の就職促進・キャリア形成に資するものであること。
 - c 正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が1年以上2年以内のものであり、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年以内のものであること。
- (カ) 第四次産業革命スキル習得講座等の情報通信技術に関する課程
- a 情報通信技術に関する課程のうち、中長期的なキャリア形成に資する資格の取得等を訓練目標とする課程として、次のいずれかに該当するものであること。
 - (a) 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程（平成29年経済産業省告示第182号）に基づき経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定したもののうち、次のいずれにも該当するものであること。
 - i 以下のいずれかに該当する教育訓練であること。
 - (i) 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程第2条第1号イ（情報処理の知識及び技術に関するもの）に該当する教育訓練であって、中長期的なキャリア形成に資するレベル（「ITスキル標準レベル3」又は「DX推進スキル標準（ITスキル標準レベル3）」をいう。）以上のレベルであること。
 - (ii) 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程第2条第1号ロ（情報処理の知識及び技術の他の分野への活用に関するもの）に該当する教育訓練のうち、自動車モデルベース開発、自動運転又は生産システム設計分野における情報処理の知識及び技術の活用に関するものであって、「ITスキル標準レベル4相当」又は「DX推進スキル標準（ITスキル標準レベル4相当）」以上のレベルであること。
 - ii 当該教育訓練を通じて習得する知識・技術がいかなる業種・職種において、どのように活用可能かが明らかなものであること。
 - iii 企業からの送り出しによる者のみを対象とする教育訓練や、専ら起業人材の育成を目的とする教育訓練でないこと。
 - (b) 情報通信技術に関する資格のうち、「ITスキル標準レベル3」又は「DX推進スキル標準（ITスキル標準レベル3）」以上のレベルの資格の取得を訓練目標とする課程であること。
 - b 当該教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものであること。
- (キ) 専門職大学等の課程
- a 学校教育法に基づく専門職大学若しくは専門職短期大学の正規の課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科の課程を除く。以下この(カ)において同じ。） 、同法第104条第1項に規定する大学が大学設置基準（昭和31年文部

省令第28号)に基づき設置する専門職学科の課程又は同条第5項に規定する短期大学が短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)に基づき設置する専門職学科の課程(以下「専門職大学等の課程」という。)であること。

- b 専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程にあつては当該教育訓練の期間が4年以内であり、専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程にあつては当該教育訓練の期間が3年以内のものであること。

- ④ 趣味的又は教養的受講等の制度目的外利用者を除外するために、次のような措置が講じられていること。

ア 各講座における受講者要件の設定

制度目的外利用を除外し、かつ、教育訓練給付金の支給を受けようとする者(以下「受講予定者」という。)が想定した内容と隔たりのない講座が選択できるようにするために、次のような受講者要件を設定すること。

- (ア) 講座内容に関連する業務に係る実務経験を有する又は現に従事していること。
(イ) 講座による習得知識又は技能が必要となる職業に就くことを希望していること。
(ウ) 一定程度以上の知識又は技能を有し、かつ、訓練目標の受験資格等に照らして受講修了により資格取得が見込まれるものであること。

イ 受講予定者の受講者要件への適合の確認

必要に応じ、受講開始前に知識又は技能レベルを把握する試験を実施する等により、受講予定者の知識、技能、実務経験又は受講動機等を把握し、受講予定者がアの受講者要件に適合しているか否かについて適切に確認すること。

また、受講者要件に適合しない場合はその旨を受講予定者に説明し、適切な講座選択を促すよう努めること。

- ⑤ 公務員試験の合格及び公務員採用を目標とする教育訓練ではないこと。
⑥ 医療、美容等身体又は精神に直接施術・作用する内容が含まれる教育訓練については、安全性及び効果が確保されている必要があることから、公的職業資格の取得を目標とする国又は地方公共団体の許認可・指定を受けて実施される教育訓練であること。
⑦ 夜間の教育訓練であっても、一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練の指定対象となり得る。
⑧ 通信制の講座については、次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。

なお、宿題や提出物等をメールやWebを使った提出をするときにのみインターネット環境を補充的に利用する場合は、ここにいう通信制には該当しない。

また、次のいずれかに該当する場合には、通学制と同様の教育効果を有すると認めたものであるとして、通信制には該当しないこととする。

- ・ 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、講座を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
- ・ 毎回の講座の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講者

に直面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの

さらに、通学制と併存させて一部通信制を実施している場合には、通学の部分において教育訓練の質を的確に把握することができるため、次のアからエまでを満たしていることは不要であるが、通信の部分においてこれらを満たしていることが望ましい。

ア 標準学習期間の設定並びに受講者の受講状況の確認及び訓練の到達度の把握を行うこと。

特に、eラーニングで教育訓練を実施する場合は、LMS (Learning Management System)により、学習進捗状況をきめ細かに管理し、学習のつまずき・停滞をリアルタイムで検知するなど、的確なフォローアップを行うこと。

イ 適切な方法により受講者の本人確認を必ず行うこと。具体的には、eラーニングで教育訓練を実施する場合は、本人のみに交付するIDとパスワードによりログインさせることに加え、動画通信・メール・電話等により、本人—チューター間の直接のコミュニケーションを組み込むことで本人であることをより確実に確認するなど、複数の方法を組み合わせて行う厳格な方法で取り扱うよう努めること。このほか、eラーニング以外の方法で教育訓練を実施する場合は、公的身分証明書の定期的な提示（送付）や提出物に本人のみに交付するIDを記載させるなどの方法が考えられること。

ウ 訓練目標を達成するために必要な数の添削指導員を配置し、受講者に対し到達度のフィードバックをする等の体制を整えること。

なお、当該添削指導員は常勤でなく非常勤である場合も、理由が適切と判断される場合は差し支えないこと。

エ 受講者からの問合せへの対応や添削指導を外部委託する等、主体的な教育訓練実施者とみなせないものでないこと。ただし、主体的な教育訓練実施者とみなせる範囲での外部委託は可能とする。

主体的な教育訓練実施者とみなせる範囲での外部委託とは、例えば、教育訓練実施者が行う場合と同程度の質の確保をすることを条件に外部委託する場合、具体的には、問合せ対応の内容のうち定型的なものについて回答マニュアル等を作成し、その内容を回答することを外部委託する、又は添削のうちマニュアルの作成で一義的に対応が可能な部分について外部委託する等の場合をいう。

⑨ 教育訓練の課程が適切に編成されており、教育訓練講座の実施期間やカリキュラムとして組まれるべき総訓練時間があらかじめ定められていること。

なお、受講開始日の前後に行われる一般的な受講時のガイダンスやオリエンテーション等、あらかじめ掲げた訓練目標に直接関係のない時間や、指定された教育訓練講座のカリキュラムに不可欠ではない時間については、指定講座の期間及び総訓練時間には含まれないこと。

3 開始、修了及び検証等

教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 当該教育訓練について、開始時期及び修了時期が明確にされているものであること
(いわゆるフリータイム制の講座については、開始及び修了の時期が明確でないこと、また、受講機会の保障ができないことから、原則として指定の対象とならない。)

なお、受講開始日は、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日、また、通信制の場合は受講予定者が受講を申し込んだ後、教育訓練施設が受講予定者宛てに教材等を初めて発送した日（ただし、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練において入学式等開講日と言える特定の日がある場合はこの限りではない。）であって、いずれも教育訓練実施者が証明する日であること。

- (2) 当該教育訓練の内容、対象となる者、目標並びに受講認定基準（受講証明書を発行するに当たり、訓練の受講状況や到達状況について認定する基準をいう。以下同じ。）及び修了認定基準（一般教育訓練修了証明書、特定一般教育訓練修了証明書及び専門実践教育訓練修了証明書を発行するに当たり、修了を認定する基準をいう。以下同じ。）が明確にされているものであること。

特に、受講認定基準及び修了認定基準については、学則等において明記されており、全ての受講者及び受講予定者に周知されていること。また、これらの基準については、出席率や、受講修了等に当たり施設が行う修了試験等の合否等、客観的な材料に基づいた基準であり、社会通念上の常識的範囲を逸脱しないものであること。

- (3) 当該教育訓練について、受講認定基準に基づき適切に受講されたことを確認し、かつ、修了認定基準に基づき適切に修了させるものであること。

また、専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の各支給単位期間並びに教育訓練が修了した場合の教育訓練給付金等の支給申請等に伴い、訓練の受講状況や到達状況を確認し、受講認定基準又は修了認定基準に基づき受講証明書又は一般教育訓練修了証明書、特定一般教育訓練修了証明書若しくは専門実践教育訓練修了証明書を発行すること。

さらに、教育訓練支援給付金受講証明書においては、受講者の出席状況及び欠席理由の記載も必要であることから、これらを把握すること。

加えて、教育訓練支援給付金受給者は、2月ごとに設定された応当日に公共職業安定所に来所し、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受ける必要があることから、応当日に欠席した場合は補講を行うなどの配慮に努めること。

また、専門実践教育訓練を途中で終了した場合についても、

- ・ 専門実践教育訓練給付金は、受講状況の証明がされた直近の支給単位期間まで支給
- ・ 教育訓練支援給付金は、訓練を終了した日まで支給を行うことから、それぞれ支給対象となる期間については受講状況や訓練の到達状況を証明すること。

なお、当該証明書の関係資料を保存すること。

- (4) 一般教育訓練については修了者について、また、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練については入講者、修了者及び教育訓練給付金を受給する受講者（以下「受給者」という。）について、それぞれ目標資格等に係る資格試験等の受験の状況及びそ

の結果、修了後の就業状況等、専門職学位課程にあっては、学校教育法第109条第2項及び第3項に基づく認証評価結果及び入学者定員に係る定員充足率等を適切な方法により把握するとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。

具体的には、修了者及び受給者に対して、公的職業資格の資格試験等の受験の有無や可否の別等に関するアンケート調査又は電話調査等を行い、その実情を把握するとともに、その結果及び専門職学位課程にあっては学校教育法に基づく認証評価結果等を踏まえ、訓練効果の検証等もできる体制を整備すること。

また、修了者及び受給者に対するアンケート調査の実施、検証のための内部会議の開催等、それぞれの教育訓練の内容や実態等に応じた適切な方法により当該教育訓練の効果を定期的に検証し、必要があれば改善のための措置等を図ること。

なお、修了者及び受給者の講座受講時の職業・職種、資格取得後の待遇の変化、資格取得後の就職先等、当該効果の理由、検証を踏まえて講じた措置等について、厚生労働省が求める調査及び報告に適切に対応すること。

4 指導者

受講者に対する教育訓練を的確かつ効果的に指導できる専門的知識、能力及び経験を有する指導者を十分確保すること。

なお、適正な教育訓練を実施するため、主任指導者を配置すること。主任指導者は、その講座の教育訓練をつかさどり、他の指導者がいる場合、当該指導者に対して、教育訓練の指導の改善や充実のために必要な指導及び助言を行える者であること。

また、指導者に対しては、定期的な能力評価や能力開発機会の付与等により、継続的に指導能力の向上を図ること。

5 教材

当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。

なお、教科書等について、教育訓練の内容・水準・対象とする範囲が適当であり、かつ、その用語や表記等が分かりやすいものであること。

6 実績

教育訓練の実績が、次の（１）から（５）までのいずれにも該当し、実績の把握等について（６）に該当するものであること。

- （１）当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであり、かつ、指定申請日から遡って１年以内の期間内に当該教育訓練を修了した者が一定程度以上の数あること。

なお、当該教育訓練の実施実績は、生徒募集パンフレットや日程表等により確認できるものであること。ただし、一般教育訓練の修士又は博士の学位等の取得を訓練目標とするもの及び養成課程について、新規に指定希望する場合は、この限りでない。

- （２）再指定を希望する教育訓練については、当該教育訓練の前回の第２の１（１）の指定適用日から再指定の申請の受付開始日の属する月の翌月の末日までに公共職業安定

所において当該指定講座に係る教育訓練給付金の支給実績があること。

また、一般教育訓練の修士又は博士の学位等の取得を訓練目標とするもの及び養成課程であって、当該教育訓練の第2の1（1）の指定適用日から再指定の指定申請日前日までに当該教育訓練を修了した者（訓練期間が当該教育訓練の第2の1（1）の指定適用日から再指定の指定申請日前日までの期間を超える場合においては、再指定の指定申請日前日時点の修了見込者）が一定程度以上の数ある場合は、この限りでない。

- （3）一般教育訓練については、目標資格等の受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、原則として、当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の修了者数に占める目標資格等の資格試験等の受験者数の割合（以下「受験率」という。）が50%以上であること、及び当該受験者に占める当該資格試験等の合格者数の割合（以下「合格率」という。）が選択した年度の当該資格試験等の受験者全体の合格率の80%以上であること。ただし、一般教育訓練の修士又は博士の学位等の取得を訓練目標とするもの及び養成課程については、この限りでない。

ただし、当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のいずれかの年度の実績が天災その他やむを得ない理由により影響を受けたと認められるときは、当該影響を受けた年度を除く当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の実績を用いることができる。

- （4）特定一般教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 2（1）②イ（ア）又は（イ）に該当する教育訓練については、目標資格等に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、原則として、当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の修了者に係る入講者の目標資格等の資格試験等の受験率が80%以上であること、及び当該合格率が選択した年度の当該資格試験等の受験者全体の合格率（ただし、2（1）②イ（ア）に該当する通信制の教育訓練については、当該資格試験等の通信制教育訓練受講者である受験者の合格率）以上であること、当該修了者に係る入講者に占める就職・在職率（前3か年度のうちいずれかの年度の修了者のうち、特定一般教育訓練給付金の受給者又は前3か年度のうちいずれかの年度の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。ただし、受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とする。）が80%以上であること。

ただし、当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のいずれかの年度の実績が天災その他やむを得ない理由により影響を受けたと認められるときは、当該影響を受けた年度を除く当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の実績を用いることができる。（以下③において同じ。）。

- ② 2（1）②イ（ウ）に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、原則として、入講者に占める就職・在職率（指定申請の受付が開始

される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年のうちいずれかの1年間（起算日から遡って12か月を1年間の区切りとする。）の修了者のうち、特定一般教育訓練給付金の受給者又は修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。ただし、受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とする。）が80%以上であること。

ただし、当該教育訓練の指定申請の受付が開始される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年のうちいずれかの1年間の実績が天災その他やむを得ない理由により影響を受けたと認められるときは、当該影響を受けた年を除く当該教育訓練の指定申請の受付が開始される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年のうちいずれかの1年間の実績を用いることができる。

- ③ 2（1）②イ（エ）に該当する教育訓練については、目標資格等に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、原則として、当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の修了者に係る入講者の目標資格等の検定試験の受験率が80%以上であること、及び当該合格率が選択した年度の当該検定試験の受験者全体の合格率以上であること、当該修了者に係る入講者に占める就職・在職率（前3か年度のうちいずれかの年度の修了者のうち、特定一般教育訓練給付金の受給者又は前3か年度のうちいずれかの年度の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。）が80%以上であること。

- （5）専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

- ① 2（1）③イ（ア）に該当する教育訓練については、目標資格等に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、原則として、当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の修了者に係る入講者の受験率が80%以上であること、及び当該合格率が選択した年度の当該資格試験等の受験者全体の合格率（2（1）③イ（ア）に該当する通信制の教育訓練については、当該資格試験等の通信制教育訓練受講者である受験者の合格率）以上であること、当該修了者に係る入講者に占める就職・在職率（前3か年度のうちいずれかの年度の修了者のうち、専門実践教育訓練給付金の受給者又は前3か年度のうちいずれかの年度の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。ただし、受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とする。）が80%以上であること。

ただし、当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のいずれかの年度の実績が天災その他やむを得ない理由により影響を受けたと認められるときは、当該影響を受けた年度を除く当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の実績を用いることができる（以下③ただし書及び⑤イにおいて同じ。）。

- ② 2（1）③イ（イ）に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の

実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、原則として、入講者に占める就職・在職率（指定申請の受付が開始される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年のうちいずれかの1年間（起算日から遡って12か月を1年間の区切りとする。）の修了者のうち、専門実践教育訓練給付金の受給者又は前3か年のうちいずれかの期間の修了者に係る入講者に占める就職者及び在職者の割合をいう。ただし、受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給者又は入講者とする。）が80%以上であること。

ただし、当該教育訓練の指定申請の受付が開始される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年のうちいずれかの1年間の実績が天災その他やむを得ない理由により影響を受けたと認められるときは、当該影響を受けた年を除く当該教育訓練の指定申請の受付が開始される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年のうちいずれかの1年間の実績を用いることができる（以下③（ただし書を除く。）、④、⑤ア及び⑥において同じ。）

③ 2（1）③イ（ウ）に該当する教育訓練については、以下のとおりとすること。

ア 2（1）③イ（ウ）a（a）に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法に基づく認証評価結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、②と同様の就職・在職率が80%以上であること（ただし、法科大学院については、就職の時期が他とは異なることから、当該基準に替わり、前3か年度のうちいずれかの年度の司法試験の教育訓練の訓練期間ごとの合格率が訓練期間ごとの受験者の合格率以上であること。）。また、直近の学校教育法第109条第2項に基づく機関別認証評価及び同条第3項に基づく専門職大学院の分野別認証評価において、認証評価結果が適合に相当する水準であること、及び最新の入学定員に占める入学者の割合（以下「定員充足率」という。）が60%以上であること。

イ 2（1）③イ（ウ）a（b）に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、②と同様の就職・在職率が80%以上であること。

また、その外国の大学院が、次のいずれかに該当するものであること。

（ア） 次のいずれかの国際認証を取得していること。

・ AACSB

（The Association to Advance Collegiate Schools of Business）

・ AMBA（Association of MBAs）

・ EFMD（European Foundation for Management Development）

（イ） 特に高度な教育機関である旨の国家的認証を取得していること。

（ウ） 次に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のいずれかにおいて、上位300位以内であること。

・ THE世界大学ランキング

(Times Higher Education World University Rankings)

・QS世界大学ランキング (QS World University Rankings)

- ④ 2 (1) ③イ(エ)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の実績（大学院における正規の課程にあっては訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績）からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、②と同様の就職・在職率が80%以上であること（大学院における正規の課程にあっては就職・在職率が80%以上であること。また、③と同様に定員充足率が60%以上であること）。

- ⑤ 2 (1) ③イ(オ)に該当する教育訓練については、以下のとおりとすること。

ア 2 (1) ③イ(オ) a (a)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。具体的には、②と同様の就職・在職率が80%以上であること。

イ 2 (1) ③イ(オ) a (b)に該当する教育訓練については、目標資格等に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。具体的には、①と同様の受験率が80%以上、合格率が当該資格試験等の受験者の合格率以上、就職・在職率が80%以上であること。

- ⑥ 2 (1) ③イ(カ)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法に基づく認証評価結果及び定員充足率の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

具体的には、②と同様の就職・在職率が80%以上であること。また、直近の学校教育法第109条第2項に基づく機関別認証評価及び同条第3項に基づく専門職大学等の分野別認証評価において、認証評価結果が適合に相当する水準であること、及び定員充足率が60%以上であること。

(6) 訓練実施状況等の把握等

教育訓練実施者は、2 (1) ①から③までの教育訓練について、それぞれ以下のとおり教育訓練修了後に調査を行い、別途示す手段等により厚生労働省に対して定期的に報告しなければならない。

また、厚生労働省が別途実施する調査についても適切に協力すること。

① 一般教育訓練

入講者、修了者、受験者及び合格者に係る人数並びにそれぞれの人数のうち一般教育訓練給付金受給者の内数

② 特定一般教育訓練

入講者、修了者、受験者、合格者、就職者及び在職者に係る人数並びにそれぞれの人数のうち特定一般教育訓練給付金受給者の内数

③ 専門実践教育訓練

入講者、修了者、受験者、合格者、就職者及び在職者に係る人数並びにそれぞれの人数のうち専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給者の内数

加えて、専門職学位課程、職業実践力育成プログラム及び専門職大学等の課程にあっては最新の入学定員に占める定員充足率。

7 開放性

教育訓練が広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。また、教育訓練のカリキュラム等の訓練内容が広く一般に公開されていること。したがって、一企業内の職業訓練の一環として自社内の社員のみを対象とする講座及び特定の会員のみに受講者を限定する講座は指定の対象とはならないこと。

8 費用等

(1) 教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。

- ① 当該教育訓練に係る入学料（受講開始に際して必要となる入学金及び登録料をいう。以下同じ。）及び受講料（雇用保険法第60条の2第4項に規定する費用をいう。以下同じ。）（以下「教育訓練経費」という。）の合計額が20,005円以上であること。

なお、受講料には、受講費、必須の実習費並びに受講に必要な教科書代及び教材費（白衣等の実習服や実習に必要な器具及びその収納ケース等）を含み、修了審査料、検定試験受験料、補助教材費、パソコン（タブレット端末を含む。以下同じ。）等の器材費及びレンタル料、受講に係る宿泊費、交通費、食事代、保険料、補講料、修了証発行手数料、施設が実施する各種行事参加費、学校等に係る施設維持費等は含まれない。

また、受講料に含む教科書代及び教材費は、受講するに当たって全ての受講者が購入するものであり、希望者のみ又は一部の受講者のみ購入するものについては受講料に含まれない。ただし、全ての受講者が購入する必須の教科書や教材であっても、受講者が書店等で直接購入する場合は、教育訓練実施者からの領収書が発行できないため受講料には含まれない。

- ② 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用（以下「受講費用」という。）が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、当該教育訓練の内容や他の同様の教育訓練（訓練期間、目標資格等）に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。

したがって、教材、受講期間・時間、その他当該教育訓練の内容や他の同様の目標資格等に係る教育訓練における受講費用の水準等を総合的に勘案し、別に定める基準に基づき高額な受講料であると判断される教育訓練は指定の対象とならないこと。

- ③ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者との間で、異なる取扱いをするものではないこと。

(2) パソコン等器材の無料レンタルについては、各施設を責任主体とした管理の下で行うことができるが、受講修了後の無償提供及び市場流通価格に比して著しく安価で販売することは、受講料に器材費が含まれているかが不明瞭であることに加えて、受講

者が講座選択する際に講座内容本位で判断できなくなるおそれがあるため行わないこと。

- (3) 事前事後を問わず、受講者に対して、奨学金、現金等（有価証券等を含む。）の給付や、パソコン等の物品の付与又は割引販売その他何らかの利益を与えることにより、教育訓練経費について実質的な還元又は割引等の措置を実施する場合には、こうした還元等に係る費用は教育訓練経費に含まれないため、雇保則第101条の2の11第1項第2号、第101条の2の11の2第3項第2号、同条第4項第1号、第101条の2の12第5項第2号及び第6項第1号に規定する書類（一般教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる領収書、特定一般教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる領収書、専門実践教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる領収書又はクレジット契約証明書）の発行に当たっては、当該還元等に係る額を控除した額を、当該一般教育訓練、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練に係る教育訓練経費として記載すること。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の実質的な還元等が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、当該還元額が記載された「返還金明細書」が必要であること。

9 明示書による公開等

- (1) 次に掲げる全ての事項が、受講予定者等が広く閲覧及び確認できるように、適切に公開等をするものであること。

① 当該教育訓練に関する次に掲げる事項

ア 当該教育訓練の内容及び目標

当該教育訓練のカリキュラム等の訓練内容及び目標としている公的職業資格等の名称等。

イ 当該教育訓練の受講者となるための要件

受講資格等当該教育訓練の受講者となるために必要とされる要件（資格、知識及び経験等）。

なお、当該要件は、当該教育訓練が目標としている公的職業資格等の受験資格、教育訓練の内容を効果的に実施する等の見地から合理的に設けられたものであること。

ウ 当該教育訓練の受講の実績

原則として、直近1年間の当該教育訓練の受講者数及び修了実績人数。当該実績数の算定対象となった期間を併せて明示すること。

エ 当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法

予定している試験の科目、試験時間、回数、合格ライン、追試の有無及び追試の要件、添削を行う者の資格その他受講による教育効果を把握し、これを測定するために予定している措置。専門実践教育訓練については、受講認定基準、受講を認定する時期及びその方法。

オ 当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法

修了試験の科目、試験時間、実施時期、合格ライン、追試の有無及び追試の要件、修了認定を行う者の資格その他修了を認定するための条件（出席率等）等当該教育訓練の修了認定基準、修了を認定する時期及びその方法。

カ 当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

当該教育訓練の受講者に対して、受講中又は修了後に行う指導助言の体制や相談に応じるための体制等の内容。

キ 当該教育訓練の目標の達成の状況

原則として、直近1年間の当該教育訓練の入講者数、一般教育訓練については修了者に係る目標資格等の資格試験等の合格者数及び合格率並びに特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練については入講者、修了者及び受給者に係る目標資格等の資格試験等の合格者数及び合格率。当該実績数の算定対象となった期間も併せて明示すること。

また、受講者の就職状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の処遇改善の状況等、受講者の修了後の状況も明示すること。

ク その他必要な事項

受講申込者等の適正な申込み及び適切な受講を確保するため、教育訓練経費及びその支払い方法、教育訓練給付金の対象外となる経費の内訳、教育訓練実施者の名称、代表者名、当該教育訓練実施者の所在地及び連絡先、教育訓練施設の名称、施設責任者名、当該教育訓練施設の所在地及び連絡先、教育訓練給付金等制度の施設内担当部署等について明示すること。

② 当該教育訓練の目標に関する情報

当該教育訓練の目標としている資格等に関して、当該資格等の試験を受けるための要件、その受験スケジュール及び関連資格、当該資格等を取得することにより就職が有利になる職種及び職務等の情報を提供すること。

③ 教育訓練給付金等制度の適正な利用に必要な事項

教育訓練給付金等制度を適正に利用するために次の点について周知すること。

ア 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られること。

イ 受講料には、受講費、必須の実習費並びに受講に必要な教科書代及び教材費を含み、修了審査料、検定試験受験料、補助教材費、パソコン等の器材費及びレンタル料、受講に係る宿泊費、交通費、食事代、保険料、補講料、修了証発行手数料、施設が実施する各種行事参加費、学校等に係る施設維持費等は含まないこと。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除く。）も受講料には含まないこと。

ウ 奨学金、現金等（有価証券等を含む。）の給付や、パソコン等の物品の付与又は割引販売その他何らかの利益を与えることにより、教育訓練経費について実質的な還元又は割引等の適用を受けた場合等には、その還元的な給付額及び割引額

を差し引いた額が教育訓練経費となること。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、当該入学料及び受講料の額から当該還元等に係る額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要であること。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の実質的な還元等が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、当該教育訓練実施者が受講者に発行する、当該還元額が記載された「返還金明細書」の提出が必要であること。

エ 教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が適切に受講した場合及び修了した場合にのみ支給されるものであること。このため、本人以外の者が受講し、又は修了試験を受験した場合等には、教育訓練給付金は支給されないこと。

- ④ 当該教育訓練に係る販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。以下同じ。）の氏名及び所属（法人又は団体にあつては、名称及び所在地）

- ⑤ その他必要な事項

当該教育訓練実施者の情報（法人情報等）、職業関連の情報、受講修了者の体験談等受講予定者等の的確かつ慎重な講座選択に資するための情報提供を行うこと。

- (2) (1) ①の事項及び③の事項について、明示書として文書で、受講予定者等宛てに受講申込みに関する書面を送付する際に同封し、又は直接手渡しすること等により、受講申込前に受講予定者等にあらかじめ交付すること。

10 販売活動等

教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 教育訓練講座ごとに、次に掲げる全ての業務を行う販売活動等管理責任者が置かれていること。

なお、販売活動等管理責任者としての責務を十分に果たせるものであれば、複数の講座の兼任や他の業務と兼任しても差し支えないこと。ただし、販売活動等管理責任者は、自己の講座の販売活動等が適正になされることを管理・監督する責任者であることから、教育訓練実施者の内部において十分に責任を負うことができる立場にある者であること。

- ① 当該教育訓練に係る販売活動等の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。
- ② (2) に規定する窓口の業務を監督し、不適正勧誘の疑いがある情報等を受けた場合には、事実関係の調査や改善に必要な措置を講ずること。
- ③ (3) に掲げる措置が適切に実施されるよう、これらの措置を実施する担当者の業務について点検・確認等を行ってこれを監督するとともに、必要があれば自ら措置を講じ、その適切な実施を確保すること。
- ④ その他適正な販売活動等の実施を確保すること。

- (2) 当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を

受けるための窓口が設けられていること。

なお、当該対応窓口において不適正な販売活動等に関する情報を受けた場合にあっては、速やかに販売活動等管理責任者と連携して、事実関係の調査や改善に必要な措置を講ずることが必要であること。

(3) 販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。

① 販売代理店契約の締結時等における厳正な審査

販売代理店契約を締結する場合には、販売活動等を委託等する者として適当な者であるか否かについて厳正に審査を行うこと。また、販売代理店等が再委託等をする場合についても販売活動等を再委託等する者として適当な者であるか否かについて厳正な審査ができるように内部の体制を確保し、その際は、販売代理店等側の責任所在の明確化を図ること。

また、販売代理店契約の内容については、不適正な販売活動等を惹起しないよう、加重なノルマ等を課したり、過大な販売手数料等を伴ったりしないものであること。

② 販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備

自己の講座がどのように販売されているかを受講申込者に適宜確認する等、その把握及び確認の措置を講ずること。

また、販売代理店等の氏名及び所属（法人の場合にあっては名称及び所在地）、販売活動等に従事する者の氏名及び所属についても把握をし、台帳を作成して適切に記録管理すること。販売代理店等が再委託等をする場合は、販売代理店等から報告を受理する等の措置を講じて再委託等を受けた者を把握し、台帳に記載すること。

③ 販売代理店等が不適正な販売活動等を行うことがないように、販売代理店等に対し、適切な方法により教育訓練給付金等制度の周知を図ること

④ 販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類及びマニュアル類等を入手し、必要な点検等を行うこと

⑤ 販売代理店等に対する定期的な点検及び指導

販売代理店等に対して定期的に報告を求める等その販売活動等が適正か点検を行うとともに、必要な指導を行うこと。

⑥ その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置

(4) 当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。

① 教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。

② その他教育訓練給付金等制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

奨学金、現金等（有価証券等を含む。）の給付や、パソコン等の物品の付与又は割引販売その他何らかの利益を与える実質的な還元又は割引等に係る費用を含めて教育訓練給付金を申請及び受給する等の不正受給を前提とする販売活動等、教育訓練給付金の不正受給を誘発するような行為を行ってはならないこと。

また、教育訓練給付金の対象となる教育訓練として厚生労働大臣の指定対象となるのは各教育訓練であり、教育訓練実施者又は教育訓練施設ではないため、例えば「厚生労働省指定（認定）校」など、厚生労働省の関係機関等であると誤解を生じさせるおそれのある表示を用いてはならないこと。

さらに、指定の可否の結果通知の前に「指定予定」等の表示を行ってはならないこと。

11 その他

一般教育訓練については、当該教育訓練の内容及び期間が2（1）①及び②に該当する場合又は2（1）①及び③に該当する場合には、当該教育訓練の実績が6（4）又は（5）に該当するものでないこと。

第2 指定手続

1 指定

（1）厚生労働省は、教育訓練の指定を原則として毎年4月1日と10月1日（以下「指定適用日」という。）に行うこと。

（2）次に該当する教育訓練の教育訓練実施者が選任した教育訓練施設責任者は、指定適用日に応じて厚生労働省が定める申請期間中に、指定の申請を行うこと。

- ① 一般教育訓練に係る指定を希望する教育訓練
- ② 特定一般教育訓練に係る指定を希望する教育訓練
- ③ 専門実践教育訓練に係る指定を希望する教育訓練

また、①から③までにおける指定の申請にあたって厚生労働省が別に定める内容の講座について、特別申請期間を定めて申請を認める場合も同様とする。

（3）（2）①を希望する教育訓練に該当する施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。なお、新規に指定を希望できる講座は3講座までとし、3を超える講座数を希望する場合は、3を超えた講座数と同数の既指定講座の廃止が必要であること。

また、1（2）のまた書きの特別申請期間においては、通常の申請期間と同様の内容の講座を申請することは原則として認めない。

- ① 一般教育訓練実施状況調査票（総括票）（一般様式第1号）
- ② 一般教育訓練実施状況調査票（個票）（一般様式第2号）
- ③ 一般教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（一般様式第3号）
- ④ 一般教育訓練実施状況調査票（販売活動等調査票）（一般様式第4号）
- ⑤ 一般教育訓練運営管理状況調査票（一般様式第5号）
- ⑥ 教室別教育訓練講座票（一般様式第7号。本校以外の複数の教室で一般教育訓練を行う場合）
- ⑦ 廃止候補講座一覧表（一般様式第9号。現在指定講座を有する施設が新規に3を超える講座数の指定を希望する場合）
- ⑧ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書
- ⑨ 法人登記事項証明書（原本又は写し。専修・各種学校で教育訓練実施者が個人の場合は、住民票の写し。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要）
- ⑩ 法人の定款又は寄附行為の写し（現在指定講座を有する施設は、前回提出時から変更がある場合のみ必要）
- ⑪ 国又は地方公共団体の設置認可書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学

- 校、専修・各種学校のみ必要。国立学校は不要)
- ⑫ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書（原本又は写し）又は賃貸契約書の写し（一般様式第7号を提出している場合、教室別に必要。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要。現在指定講座を有する施設は、施設・教室の所在地の変更時及び教室の追加時のみ必要)
- ⑬ 一般教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他一般様式第2号、第3号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。一般様式第2号、第3号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること)
- ⑭ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）
- ⑮ 国又は地方公共団体の認可書、指定書等の写し（国又は地方公共団体の認可等を受けて実施される講座の場合）及び実習施設利用承諾書の写し（必須の実習がある場合）
- ⑯ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
一般様式第3号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。
- ⑰ 天災その他やむを得ない理由により影響を受けたことを確認できる書類（第1の6（3）なお書きにより、当該影響を受けた年度を除く当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のうちいずれかの年度の実績を用いる場合）
- （4）（2）②を希望する教育訓練に該当する施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。
- ① 特定一般教育訓練実施状況調査票（総括票）（特定一般様式第1号）
- ② 特定一般教育訓練実施状況調査票（個票）（特定一般様式第2号）
- ③ 特定一般教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（特定一般様式第3号）
- ④ 特定一般教育訓練実施状況調査票（販売活動等調査票）（特定一般様式第4号）
- ⑤ 特定一般実践教育訓練運営管理状況調査票（特定一般様式第5号）
- ⑥ 教室別教育訓練講座票（特定一般様式第7号。本校以外の複数の教室で特定一般教育訓練を行う場合）
- ⑦ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書
- ⑧ 法人登記事項証明書（原本又は写し。専修・各種学校で教育訓練実施者が個人の場合は、住民票の写し。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要）
- ⑨ 法人の定款又は寄附行為の写し（現在指定講座を有する施設は、前回提出時から変更がある場合のみ必要）
- ⑩ 国又は地方公共団体の設置認可書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校、専修・各種学校のみ必要。国立学校は不要）
- ⑪ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書（原本又は写し）又は賃貸契約書の写し（特定一般様式第7号を提出している場合、教室別に必要。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要。現在指定講座を有する施設は、施

設・教室の所在地の変更時及び教室の追加時のみ必要)

- ⑫ 特定一般教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他特定一般様式第2号、第3号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。特定一般様式第2号、第3号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること）
- ⑬ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）
- ⑭ 国又は地方公共団体の認可書、指定書等（国又は地方公共団体から業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の養成課程又は職業実践力育成プログラム若しくはキャリア形成促進プログラム等の課程として認可、認定又は指定を受けていることが確認できるもの）の写し及び実習施設利用承諾書の写し（必須の実習がある場合）
- ⑮ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
- ⑯ 天災その他やむを得ない理由により影響を受けたことを確認できる書類（第1の6（4）①又は②のなお書きにより、当該影響を受けた年度を除く当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度（又は当該教育訓練の指定申請の受付が開始される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年）のうちいずれかの年度（又はいずれか1年間）の実績を用いる場合）

特定一般様式第3号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。

（5）（2）③を希望する教育訓練に該当する施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。

- ① 専門実践教育訓練実施状況調査票（総括票）（専門様式第1号）
- ② 専門実践教育訓練実施状況調査票（個票）（専門様式第2号）
- ③ 専門実践教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（専門様式第3号）
- ④ 専門実践教育訓練実施状況調査票（販売活動等調査票）（専門様式第4号）
- ⑤ 専門実践教育訓練運営管理状況調査票（専門様式第5号）
- ⑥ 教室別教育訓練講座票（専門様式第7号。本校以外の複数の教室で専門実践教育訓練を行う場合）
- ⑦ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書
- ⑧ 法人登記事項証明書（原本又は写し。専修・各種学校で教育訓練実施者が個人の場合は、住民票の写し。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要）
- ⑨ 法人の定款又は寄附行為の写し（現在指定講座を有する施設は、前回提出時から変更がある場合のみ必要）
- ⑩ 国又は地方公共団体の設置認可書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校、専修・各種学校のみ必要。国立学校は不要）
- ⑪ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書（原本又は写し）又は賃貸契約書の写し（専門様式第7号を提出している場合、教室別に必要。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要。現在指定講座を有する施設は、施設・教室の所在地の変更時及び教室の追加時のみ必要）

- ⑫ 専門実践教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他専門様式第2号、第3号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。専門様式第2号、第3号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること）
 - ⑬ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）
 - ⑭ 国又は地方公共団体の認可書、指定書等（国又は地方公共団体から業務独占資格若しくは名称独占資格の養成課程、職業実践専門課程等の課程、専門職学位課程、職業実践力育成プログラム、第四次産業革命スキル習得講座又は専門職大学等の課程として認可、認定又は指定を受けていることが確認できるもの）の写し及び実習施設利用承諾書の写し（必須の実習がある場合）
 - ⑮ 機関別認証評価の結果及び専門職大学院又は専門職大学等の分野別認証評価の結果の写し（専門職学位課程及び専門職大学等の課程の場合）
 - ⑯ 第1の6（5）③イ(ア)の国際認証、第1の6（5）③イ(イ)の特に高度な教育機関である旨の国家的認証を受けていることが確認できるものの写し又は第1の6（5）③イ(ウ)の指標において上位300位以内であることが確認できるものの写し（外国の大学院の学位を取得するための課程の場合）
 - ⑰ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
専門様式第3号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。
 - ⑱ 天災その他やむを得ない理由により影響を受けたことを確認できる書類（第1の6（5）①又は②のなお書きにより、当該影響を受けた年度を除く当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度（又は当該教育訓練の指定申請の受付が開始される日の属する月の前月の末日から起算して前3か年）のうちいずれかの年度（又はいずれかの1年間）の実績を用いる場合）
- (6) (2) ③のうち経済産業省が所管する第四次産業革命スキル習得講座との同時申請を希望する教育訓練に該当する施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。
- ① 専門実践教育訓練実施状況調査票（総括票）（専門様式第12号）
 - ② 専門実践教育訓練実施状況調査票（総括票）（専門様式第13号）
 - ③ 施設別教育訓練講座票（専門様式第14号）
 - ④ 専門実践教育訓練実施状況調査票（個票）（専門様式第15号）
 - ⑤ 専門実践教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（専門様式第16号）
 - ⑥ 専門実践教育訓練運営管理状況調査票（専門様式第17号）
 - ⑦ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書
 - ⑧ 法人登記事項証明書（原本又は写し。専修・各種学校で教育訓練実施者が個人の場合は、住民票の写し。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要）
 - ⑨ 法人の定款又は寄附行為の写し（現在指定講座を有する施設は、前回提出時から変更がある場合のみ必要）
 - ⑩ 国又は地方公共団体の設置認可書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校

校、専修・各種学校のみ必要。国立学校は不要)

- ⑪ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書（原本又は写し）又は賃貸契約書の写し（教室が複数にわたる場合は、それぞれに必要。）
 - ⑫ 専門実践教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他専門様式第15号、第16号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。専門様式第15号、第16号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること）
 - ⑬ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）
 - ⑭ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
専門様式第16号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。
- (7) 指定の申請に当たっては、講座名、訓練内容、実施方法、教育訓練の時間帯、訓練期間、訓練時間（通信制は除く。）、教育訓練経費、使用する教材等が全て同一のものである場合は、教育訓練の開始日が異なるものであっても、原則として、これらを一つの講座として申請すること。
- (8) 厚生労働省は、指定の申請について、第1の指定基準に基づく審査の結果を申請した教育訓練施設責任者に通知すること。
- (9) 指定の有効期間は、原則として指定適用日から3年間であること。また、当該期間内に受講を開始した者が、教育訓練給付金の支給対象となること。
- ただし、指定を受けるに当たり、教育訓練給付金等制度以外の認定等を受けていることを要件としているものであって、その認定に有効期間が設けられている場合において、指定適用日から3年が経過する日より前に認定の有効期間の満了日が到来するときは、当該認定の有効期間の満了日までの期間を指定の有効期間とすること。

2 変更

- (1) 指定された教育訓練講座について、指定適用日後に変更する場合は、教育訓練施設責任者は、次に定めるとおり変更の申請を行うこと。
- ① 合併、分割、事業譲渡等（以下「合併等」という。）により当該教育訓練実施者である法人について変更する場合は、原則として、合併等前かつ1（2）の申請期間中に旧教育訓練実施者の教育訓練施設責任者から、一般様式第1号、特定一般様式第1号又は専門様式第1号及び一般様式第8号、特定一般様式第8号又は専門様式第8号に加え、次の書類を厚生労働省に提出すること。ただし、合併等先の法人が既に指定講座を保有している場合には、旧教育訓練実施者の教育訓練施設責任者から、指定講座等廃止届（一般様式第10号、特定一般様式第10号又は専門様式第10号）を厚生労働省に提出するのに併せて、新たな教育訓練実施者の教育訓練施設責任者からも新規の指定手続を同時に行うこと。
 - ア 合併等に係る取締役会等の議事録の写し
 - イ 合併等の契約書の写し
 - ウ 法人の登記事項証明書（法人が消滅する場合、消滅登記）

エ その他必要な事項

- ② 次のアからスまでに掲げる事項について、一般様式第1号、特定一般様式第1号又は専門様式第1号及び一般様式第8号、特定一般様式第8号又は専門様式第8号に加え、次のアからシまでに定める書類を、随時、厚生労働省に提出すること。

ア 教室の追加

- ・ 一般様式第7号、特定一般様式第7号又は専門様式第7号
- ・ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要）

イ 教室で行う既指定講座の追加

- ・ 一般様式第7号、特定一般様式第7号又は専門様式第7号

ウ カリキュラム（訓練期間・総訓練時間や教育訓練内容が変更されるものを除く。）

- ・ 一般様式第2号、特定一般様式第2号又は専門様式第2号
- ・ 教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他一般様式第2号、特定一般様式第2号又は専門様式第2号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等）
- ・ 講座の実施日程表等（変更前及び変更後の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）

エ 主任指導者

- ・ 一般様式第5号、特定一般様式第5号又は専門様式第5号

オ 実施方法「通学」の内訳（専門実践教育訓練を除く。）、実施方法「通信」の内訳

- ・ 一般様式第2号、特定一般様式第2号又は専門様式第2号

カ 開講月

- ・ 一般様式第2号、特定一般様式第2号又は専門様式第2号

キ 教育訓練施設の所在地、電話番号

- ・ 一般様式第7号、特定一般様式第7号又は専門様式第7号
- ・ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要。）

ク 教育訓練実施者の名称、所在地（法人の合併等は除く。）、代表者名

- ・ 一般様式第7号、特定一般様式第7号又は専門様式第7号
- ・ 法人登記事項証明書（原本又は写し。専修・各種学校で教育訓練実施者が個人の場合は、住民票の写し。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要。）

ケ 教室の名称、所在地、電話番号

- ・ 一般様式第7号、特定一般様式第7号又は専門様式第7号
- ・ 所在地の場合、教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要。）

コ 教育訓練施設と教室で行う施設事務の分担

- ・ 一般様式第7号、特定一般様式第7号又は専門様式第7号

サ 販売活動等管理責任者

- ・ 一般様式第 11 号、特定一般様式第 11 号又は専門様式第 11 号

シ 教育訓練経費の割引等の実施

- ・ 一般様式第 12 号、特定一般様式第 12 号又は専門様式第 12 号

ス 特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練の場合、施設責任者、苦情受付者、事務担当者

- ③ 次のアからキまでに掲げる事項について、一般様式第 1 号、特定一般様式第 1 号又は専門様式第 1 号及び一般様式第 8 号、特定一般様式第 8 号又は専門様式第 8 号並びに明示書に加え、次のアからカまでに定める書類を、原則として、変更日から 6 か月以上前の 1 (2) の申請期間中に、厚生労働省に提出すること。

ア 教育訓練施設の名称 (①の場合を除く)

- ・ 国又は地方公共団体の設置認可書の写し (大学・短期大学・大学院・高等専門学校、専修・各種学校のみ必要。国立学校は不要)

イ 訓練期間及び総訓練時間

- ・ 一般様式第 2 号、特定一般様式第 2 号又は専門様式第 2 号
- ・ 教育訓練講座の教育内容を公にした書類 (講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他一般様式第 2 号、特定一般様式第 2 号又は専門様式第 2 号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等)
- ・ 講座の実施日程表等 (変更前及び変更後の日程表。通信制の場合、標準学習進度表)

ウ 教育訓練経費 (支給単位期間ごとの内訳、支払方法を含む。)

- ・ 一般様式第 3 号、特定一般様式第 3 号又は専門様式第 3 号

エ 教育訓練目標

- ・ 一般様式第 2 号、特定一般様式第 2 号又は専門様式第 2 号
- ・ 教育訓練講座の教育内容を公にした書類 (講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他一般様式第 2 号、特定一般様式第 2 号又は専門様式第 2 号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等)

オ 入講時に設定する受講者要件

- ・ 一般様式第 2 号、特定一般様式第 2 号又は専門様式第 2 号

カ 受講認定基準及び修了認定基準

- ・ 一般様式第 2 号、特定一般様式第 2 号又は専門様式第 2 号
- ・ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書

キ 教育訓練講座の名称

- (2) (1) ①及び③に掲げる事項については、変更の可否について、厚生労働省から教育訓練施設責任者に対して、通知すること。また、当該通知による変更日以降に受講を開始した者が教育訓練給付金の対象となること。

- (3) 教育訓練の実施方法 (通学制・通信制)、開講時間帯 (昼間・夜間。専門実践教育訓練の場合)、教育訓練の目標、カリキュラム、総訓練時間、訓練期間、教育訓練経費等の大幅な変更その他変更前後の講座について同一であることが認められない場合

は、新規の指定の申請が必要であること。

3 再指定

- (1) 厚生労働省は、教育訓練の再指定（以下「再指定」という。）を原則として指定適用日に行うこと。
- (2) 指定された教育訓練講座について、指定の有効期間の終了後も引き続き指定を希望する場合、教育訓練施設責任者は、当該期間が終了する6か月前の1（2）の申請期間中に、再指定の申請を行うこと。
- (3) 一般教育訓練に係る再指定を申請する教育訓練施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。
 - ① 一般教育訓練実施状況調査票（総括票）（一般様式第1号）
 - ② 一般教育訓練実施状況調査票（個票）（一般様式第2号）
 - ③ 一般教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（一般様式第3号）
 - ④ 一般教育訓練実施状況調査票（販売活動等調査票）（一般様式第4号。前回提出時から変更がある場合）
 - ⑤ 一般教育訓練運営管理状況調査票（一般様式第5号。前回提出時から変更がある場合）
 - ⑥ 一般教育訓練実施状況調査票（変更内容票）（一般様式第8号。現在の講座登録内容から変更がある場合）
 - ⑦ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書（前回提出時から変更がある場合）
 - ⑧ 一般教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他一般様式第2号、第3号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。一般様式第2号、第3号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること。）（前回提出時から変更がある場合）
 - ⑨ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）
 - ⑩ 明示書
 - ⑪ 国又は地方公共団体の認可書、指定書等（国又は地方公共団体の認可等を受けて実施される講座の場合）の写し及び実習施設利用承諾書の写し（必須の実習がある場合）
 - ⑫ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
一般様式第3号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。
- (4) 特定一般教育訓練に係る再指定を申請する教育訓練施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。
 - ① 特定一般教育訓練実施状況調査票（総括票）（特定一般様式第1号）
 - ② 特定一般教育訓練実施状況調査票（個票）（特定一般様式第2号）
 - ③ 特定一般教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（特定一般様式第3号）

- ④ 特定一般教育訓練実施状況調査票（販売活動等調査票）（特定一般様式第4号。前回提出時から変更がある場合）
 - ⑤ 特定一般教育訓練運営管理状況調査票（特定一般様式第5号。前回提出時から変更がある場合）
 - ⑥ 特定一般教育訓練実施状況調査票（変更内容票）（特定一般様式第8号。現在の講座登録内容から変更がある場合）
 - ⑦ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了等に関する規則書（前回提出時から変更がある場合）
 - ⑧ 特定一般教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他特定一般様式第2号、第3号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。特定一般様式第2号、第3号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること。）（前回提出時から変更がある場合）
 - ⑨ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）
 - ⑩ 明示書
 - ⑪ 国又は地方公共団体の認可書、指定書等（国又は地方公共団体から業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の養成課程又は職業実践力育成プログラム若しくはキャリア形成促進プログラム等の課程として認可、認定又は指定を受けていることが確認できるもの）の写し及び実習施設利用承諾書の写し（必須の実習がある場合）
 - ⑫ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
特定一般様式第3号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。
- (5) 専門実践教育訓練に係る再指定を申請する教育訓練施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。
- ① 専門実践教育訓練実施状況調査票（総括票）（専門様式第1号）
 - ② 専門実践教育訓練実施状況調査票（個票）（専門様式第2号）
 - ③ 専門実践教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（専門様式第3号）
 - ④ 専門実践教育訓練実施状況調査票（販売活動等調査票）（専門様式第4号。前回提出時から変更がある場合）
 - ⑤ 専門実践教育訓練運営管理状況調査票（専門様式第5号。前回提出時から変更がある場合）
 - ⑥ 専門実践教育訓練実施状況調査票（変更内容票）（専門様式第8号。現在の講座登録内容から変更がある場合）
 - ⑦ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了等に関する規則書（前回提出時から変更がある場合）
 - ⑧ 専門実践教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他専門様式第2号、第3号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。専門様式第2号、第3号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること。）（前回提出時から変更

がある場合)

- ⑨ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）
 - ⑩ 明示書
 - ⑪ 国又は地方公共団体の認可書、指定書等（国又は地方公共団体から業務独占資格若しくは名称独占資格の養成課程、職業実践専門課程等の課程、専門職学位課程、職業実践力育成プログラム、第四次産業革命スキル習得講座又は専門職大学等の課程として認可、認定又は指定を受けていることが確認できるもの）の写し及び実習施設利用承諾書の写し（必須の実習がある場合）
 - ⑫ 機関別認証評価の結果及び専門職大学院又は専門職大学等の分野別認証評価の結果の写し（専門職学位課程及び専門職大学等の課程の場合）
 - ⑬ 第1の6（5）③イ(ア)の国際認証、第1の6（5）③イ(イ)の特に高度な教育機関である旨の国家的認証を受けていることが確認できるものの写し又は第1の6（5）③イ(ウ)の指標において上位300位以内であることが確認できるものの写し（外国の大学院の学位を取得するための課程の場合）
 - ⑭ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
専門様式第3号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。
- (6) 経済産業省が所管する第四次産業革命スキル習得講座との同時申請により再指定を希望する教育訓練に該当する施設責任者は、次の書類を厚生労働省へ提出すること。
- ① 専門実践教育訓練実施状況調査票（総括票）（専門様式第12号）
 - ② 専門実践教育訓練実施状況調査票（総括票）（専門様式第13号）
 - ③ 施設別教育訓練講座票（専門様式第14号）
 - ④ 専門実践教育訓練実施状況調査票（個票）（専門様式第15号）
 - ⑤ 専門実践教育訓練実施状況調査票（訓練経費内訳票）（専門様式第16号）
 - ⑥ 専門実践教育訓練運営管理状況調査票（専門様式第17号）
 - ⑦ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書
 - ⑧ 法人登記事項証明書（原本又は写し。専修・各種学校で教育訓練実施者が個人の場合は、住民票の写し。大学・短期大学・大学院・高等専門学校・独立行政法人は不要）
 - ⑨ 法人の定款又は寄附行為の写し（現在指定講座を有する施設は、前回提出時から変更がある場合のみ必要）
 - ⑩ 国又は地方公共団体の設置認可書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校、専修・各種学校のみ必要。国立学校は不要）
 - ⑪ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書（原本又は写し）又は賃貸契約書の写し（教室が複数にわたる場合は、それぞれに必要。）
 - ⑫ 専門実践教育訓練講座の教育内容を公にした書類（講座名、講座内容、期間、時間数、受講料その他専門様式第15号、第16号の内容を確認できるカリキュラム表、生徒募集パンフレット等。専門様式第15号、第16号の内容とパンフレット等の記載が異なる場合、その理由を明記した書類を添付すること）

⑬ 講座の実施日程表等（直近終了分及び次回実施分（又は現在実施中）の日程表。通信制の場合、標準学習進度表）

⑭ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類

専門様式第16号に記載した奨学金制度及び割引・還元措置の詳細が分かる書類を提出すること（該当する場合のみ）。

（7）厚生労働省は、再指定の申請について、第1の指定基準に基づく審査の結果を申請した教育訓練施設責任者に通知すること。

（8）再指定の有効期間は、原則として指定適用日から3年間であること。また、当該期間内に受講を開始した者が、教育訓練給付金の支給対象となること。

ただし、指定を受けるに当たり、教育訓練給付金等制度以外の制度の認定等を受けていることを要件としているものであって、その認定に有効期間が設けられている場合において、再指定適用日から3年が経過する日より前に認定の有効期間の満了日が到来するときは、当該認定の有効期間の満了日までの期間を再指定の有効期間とすること。

4 廃止

（1）指定の有効期間中に、指定された教育訓練講座の廃止（以下「廃止」という。）をする場合（教室の一部廃止及び講座の運営を停止する場合を含む。）、教育訓練施設責任者は、速やかに、指定講座等廃止届（一般様式第10号、特定一般様式第10号又は専門様式第10号）を厚生労働省へ提出し、廃止の届出を行うこと。

（2）教育訓練実施者は、教育訓練給付金の受給を希望する者又は受給者に対し、所期の訓練目標に到達できるように、代替措置等により受講修了を確保する措置を講ずること。

（3）教育訓練実施者である法人の合併等により法人又は講座の同一性が認められない場合、旧教育訓練実施者の教育訓練施設責任者から廃止届を提出した上で、合併等後の新たな教育訓練実施者の教育訓練施設責任者が改めて指定の申請を行うこと。

（4）廃止の届出後であっても、当該届出に記載された廃止年月日前に受講を開始した者については、所定の支給要件を満たせば教育訓練給付金の支給の対象となること。

5 指定の取消し

（1）厚生労働省は、教育訓練実施者又は教育訓練が第1の指定基準に適合しなくなった場合には、指定の取消しを行うこと。また、雇用保険法第76条第2項の規定に基づく報告又は文書の提出に応じない場合その他指定講座として適正でないことが判明した場合には、指定の取消しを行うことができること。

（2）不適正な行為等により指定の取消しを受けた者は、当該指定取消しの日から起算して5年間は指定を受けることができないこと。

6 適用期日等

（1）本要領は、令和8年4月1日から適用すること。

（2）第1の6（2）に規定する教育訓練給付金の支給実績のうち、特定一般教育訓練給

付金及び専門実践教育訓練給付金の支給実績については、当分の間、支給実績がない場合であっても、前回指定適用日から再指定希望手続を行う日の前日までに教育訓練を修了した者（訓練期間が当該教育訓練の指定適用日から再指定の指定申請日前日までの期間を超える場合においては、再指定の指定申請日前日時点の修了見込者）が存すれば良いこととするが、その際、当該教育訓練給付金の支給を受けた者が存しなかったことの要因分析及びその改善策を提出すること。

- (3) 本要領の適用の際現にある本要領の適用の日前の教育訓練給付金支給対象教育訓練指定要領による様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、本要領による様式によるものとみなし、本要領の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。